

資 料 編

- 1 逗子市食育推進懇話会の設置及び
運営に関する要綱
- 2 逗子市食育推進懇話会名簿
- 3 逗子市食育推進計画アンケート調査概要
- 4 食育基本法の概要
- 5 用語解説



1 逗子市食育推進懇話会の設置及び運営に関する要綱

平成 23 年 4 月 1 日要綱

改正 平成 25 年 9 月 1 日要綱

逗子市食育推進委員会の設置及び運営に関する要綱（平成 21 年 11 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）及び国の食育推進基本計画に基づき、本市の食育推進計画を策定し、及び食育を推進するため、広く市民等の意見聴取することを目的に逗子市食育推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成 25 年 9 月 1 日・一部改正）

（メンバー）

第 2 条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- （1） 公募の市民
- （2） 神奈川県保育会逗子支部の推薦を受けた者
- （3） 逗葉私立幼稚園協会の推薦を受けた者
- （4） よこすか葉山農業協同組合の推薦を受けた者
- （5） 小坪漁業協同組合の推薦を受けた者
- （6） 逗子市商工会の推薦を受けた者
- （7） 逗子市育児サークル連絡協議会の推薦を受けた者
- （8） 逗子市 PTA 連絡協議会の推薦を受けた者
- （9） 食育に関する活動を行っている団体等の推薦を受けた者
- （10） 逗子市立小学校長会の推薦を受けた者
- （11） 逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
- （12） 関係行政機関の職員
- （13） その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第3条 市長は、懇話会の開催に当たり、食育について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月1日）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

2 逗子市食育推進懇話会 名簿

(平成 27 年6月現在)

氏 名	所 属
やま ざき み み こ 山崎 美実子	公募市民
な が い たくみ 永井 巧	公募市民
ほりかわ 堀川 ノブエ	公募市民
さ の よし こ ◎佐野 喜子	神奈川県立保健福祉大学
むらかみ はる み 村上 晴美	神奈川県保育会逗子支部
いし わた よし え 石渡 淑恵	逗葉私立幼稚園協会
こ ち わ のり お 小知和 紀男	よこすか葉山農業協同組合
おおたけ せい じ 大竹 清司	小坪漁業協同組合
お がわ とし ゆき 小川 俊幸	逗子市商工会
くわ ばら さと こ 桑原 智子	逗子市育児サークル連絡協議会
わたなべ 渡邊 きえ	逗子市PTA連絡協議会
さか た み ち こ 坂田 美智子	逗子栄養リサーチオフィス
く さやなぎ 草柳 ゆきゑ	逗子市食生活改善推進団体若宮会
い し い しん すけ 石井 進介	逗子市立小学校長会
か く た おさむ 角田 理	逗子市立中学校長会
い が ら し か おり 五十嵐 香織	鎌倉保健福祉事務所

3 逗子市食育推進計画アンケート調査概要

(1) 調査目的

逗子市食育推進計画アンケート調査(2014)の実施により、第1次計画期間の最終年度(平成27年度)の達成目標の評価検証および逗子市民の食生活の現状と課題の再確認を行い、第2次逗子市食育推進計画(平成28年)策定の資料とすることである。

(2) 調査の設計

① 調査地域 逗子市全域

② 調査対象者

ア 小中学生：560人

市内公立及び私立小中学校の各1学級とする。

イ 小・中学生の保護者：560人

アの対象者とした小中学校の児童・生徒の保護者とする。

ウ 0～3歳の乳幼児の保護者：150人

0～3歳児のいる世帯の世帯主から無作為抽出

エ 4～6歳の幼児の保護者：230人

市内の公立及び私立保育園・私立幼稚園の各1学級の保護者

オ 15歳以上65歳未満の人：300人

当該年齢の市民より逗子市が無作為抽出

カ 65歳以上高齢者：500人

当該年齢の市民より逗子市が無作為抽出

③ 調査票の送付及び回収方法

②の対象者のうち、ア、イ及びエについては、各施設に無記名自記式調査票、回収用封筒及び調査協力依頼状を配付し、対象者の記入後、施設において封入された調査票を回収した。

②の対象者のうち、ウ、オ、及びカについては、各対象者に無記名自記式調査票、返信用封筒及び調査協力依頼状を郵送し、無記名の封書を用い郵送にて回収した。

④ 調査実施時期 平成26年5月～6月

⑤ 調査機関(委託先) 神奈川県立保健福祉大学 佐野喜子研究室

(3) 回収の結果

	配布数	回収数	有効回答数
小中学生	560	463	462
0～3歳の乳幼児の保護者	150	91	91
4～6歳の幼児の保護者	230	168	162
小中学生の保護者	560	417	416
15歳以上65歳未満(一般)	300	120	120
高齢者(65歳以上)	500	238	238
合計	2,300	1,497	1,489
回収率(%)	65.1		
有効回答率(%)	64.7		

(4) 解析方法

入手したデータはすべて、ID 化し、連結可能データとして処理した。

集計及び解析には解析ソフト SPSS15.00J for windows を用いた。

(5) 研究倫理に関する配慮

① 研究等の対象となる個人の人権の擁護

研究への参加は協力依頼者の自由意思によるものである。研究内容並びに方法について、無記名の調査票により個人を特定するものではなく、対象となる個人の人権を侵害する恐れはない。

② 研究等の対象となる人に理解を求め同意を得る方法

協力者の研究内容や方法に関する質問や疑問に対し、研究参加を検討する段階及び研究開始以後いずれの段階においても、迅速に適切な説明・回答ができるように、連絡先が手元に残る配慮をした。

③ 個人情報の取り扱い方法と処理法等について

全ての調査は無記名で回収し、データは ID 化し個人が特定されることはなく、調査、解析はいずれも、研究者、研究分担者が責任を持って行い、得られた記録・情報の保管ならびに管理には十分な配慮をした。

(6) 逗子市 食育に関するアンケート設問項目

質問項目	一般	保護者	小・中学生	高齢者
・性別	○	○	○	○
・年代	○	○	○学年	○
・住まい(地域)	○	○		○
・家族構成	○	○	○	○
・子どもの年齢		○		
・お子さんは通学・通園されていますか		○		
・どちらに通学・通園されていますか		○		
・お子さんからみた続柄		○		
・何時ごろ起きますか			○	
・何時ごろ寝ますか			○	
・睡眠時間は、およそどのくらいですか			○	
・朝食をとりますか	○	○	○	○
・朝食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・朝食を何時ごろ食べますか	○	○		○
・朝食を誰と食べますか	○	○	○	○
・朝食をどこで食べますか	○	○	○	○
・朝食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・朝食に満足していますか	○	○	○	○
・朝食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○
・昼食をとりますか	○	○	○	○
・昼食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・昼食を何時ごろ食べますか	○	○		○
・昼食を誰と食べますか	○	○	○	○
・昼食をどこで食べますか	○	○	○	○
・昼食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・昼食に満足していますか	○	○	○	○
・昼食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○
・夕食をとりますか	○	○	○	○
・夕食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・夕食を何時ごろ食べますか	○	○	○	○
・夕食を誰と食べますか	○	○	○	○
・夕食をどこで食べますか	○	○	○	○
・夕食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・夕食に満足していますか	○	○	○	○
・夕食の後、寝るまでの間に夜食を食べますか	○	○	○	○
・夕食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○

質問項目	一般	保護者	小・中学生	高齢者
・家族や友人と楽しく食卓を囲んでいますか	○	○	○	○
・栄養のバランスを考えて食事をしていますか	○	○	○	○
・正しく箸を使うことができますか	○	○	○	○
・食品をむだにしないように心がけていますか	○	○	○	○
・「いただきます」「ごちそうさま」を言っていますか	○	○	○	○
・行事や季節にちなんだ料理(おせち料理など)を食べていますか	○	○	○	○
・食事づくり(買い物・調理・配膳・片付け等手伝いも含む)に参加していますか	○	○	○	○
・あなたはダイエット(減量)をしたことがありますか			○	
・普段の食生活で何か困っていることはありますか	○	○		○
・普段の食生活で困っていることは何ですか(自由記載)	○	○		○
・これから先の食生活について不安に思うことがありましたらご記入ください(自由記載)				○
・逗子市の特産品や地域で食べられているものを知っていますか	○	○	○	○
・知っている逗子市の特産品や地域で食べられているものは何ですか(自由記載)	○	○	○	○
・つぎの農林水産業に関わる体験をしたことがありますか	○	○	○	
・今後、農林水産業に関わる体験をしてみたいと思いますか	○	○	○	
・体験してみたい農林水産に関わることは何ですか	○	○	○	
・地域の活動に参加していますか	○	○	○	○
・機会があったら地域の活動に参加してみたいと思いますか	○	○	○	○
・どんな地域の活動に参加してみたいと思いますか	○	○	○	○
・普段、生鮮食料品はどこで買いますか	○	○		○
・あなたが市外で生鮮食料品の買い物する主な理由は何ですか	○	○		○
・普段、生鮮食料品以外の食品はどこで買いますか	○	○		○
・あなたが市外で生鮮食料品以外の食品の買い物をする理由は何ですか	○	○		○
・食材・食料品を購入する時のポイントは何ですか	○	○		○
・食べ物を自分で買いに行くことがありますか			○	
・どこで買いますか			○	
・健康に関わる食品や栄養の情報をどこから得ていますか	○	○	○	○
・生活の中で今、関心があることは何ですか	○	○		○
・お子さんは何時ごろ起きますか		○		
・お子さんは何時ごろ寝ますか		○		
・お子さんは間食(1日3食以外に食べるもの)を食べますか		○		
・お子さんは間食を決まった時間に食べていますか		○		
・お子さんは食事の前にお腹がすいていますか		○		
・お子さんは家族と食卓を囲む機会はありますか		○		
・お子さんと食事づくり(買い物・調理・配膳・片付け等)を一緒にしていますか		○		
・お子さんは食べることに興味関心がありますか		○		
・ご家庭での食事の内容(献立)を決める際のポイントは何ですか		○		
・次の地域活動の中でお子さんが参加したことのあるものはどれですか		○		
・機会があったら地域活動に参加させてみたいと思いますか		○		
・今後、お子さんをどんな地域活動に参加させたいと思いますか		○		
・あなたがお子さんの食生活において大切にしたいことは何ですか		○		
・食育に関して市へのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください	○	○		○

4 食育基本法の概要

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはくぐむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

- (1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画の作成

- (1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

- (1)内閣府に食育推進会議を置き、会長(内閣総理大臣)及び委員(食育担当大臣、関係大臣、有識者)25名以内で組織する。
- (2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

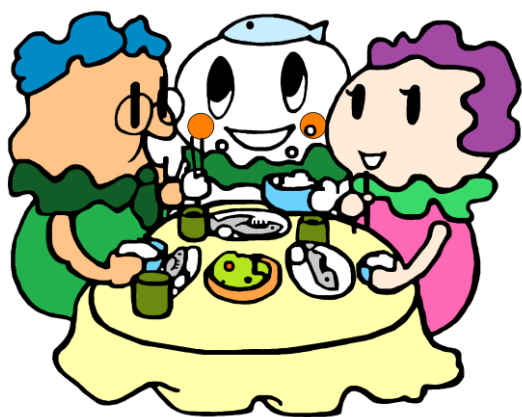
5 用語解説

◇印記載の用語解説

	用 語	解 説
え	栄養表示食品 体系図P2	販売に供する食品であって、栄養表示がされたもの（健康増進法 第31条第2項2号より）。
	NPO法人 P52	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称。 ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。
	神奈川県食育推進計画 P7	「食みらい かながわプラン」の愛称で呼ばれ、食育基本法第17条に基づき神奈川県が策定した計画。今後の県民の食育推進の方向性、目標などを定めるとともに、県が取り組むべき施策を示している。
け	欠食習慣（欠食） P5	食事（菓子や果物、錠剤のみは食事としない）を抜く（欠かす）習慣。
し	指標 P22	本計画における指標とは、計画を進行管理していく上で、進捗状況を検証し評価するための基準。 P26の（4）目標を参照。
	食育 P5	P6の「『食育』ってこんなこと！」を参照。
	食育基本法 P7	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。平成17年7月15日施行。
	食育推進基本計画 P5	食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めた計画（平成18年3月31日策定）。計画期間は平成18年度から22年度までの5年間としている。
	食生活改善推進団体（員） P43	「ヘルスメイト」の愛称で呼ばれ、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っている全国組織の団体。食生活改善推進員は、市町村が実施する養成講座の修了生。逗子市においては、昭和39年に「若宮会」が結成され、地域に根ざした食育活動を行っている。

	食物アレルギー P39	特定の食品を飲食することで体内に取り込まれ、アレルギー状態が発生する免疫反応を言う。 食品衛生法施行規則で以下を規定。 【特定原材料として定義されるもの】 えび・かに・小麦・そば・卵・乳（牛乳、乳製品、チーズなど）・落花生（ピーナッツ） 【特定原材料等として表示が推奨されるもの】 あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン
	食を営む力 P26	食べるだけでなく、選ぶ力、作る力、味わう力など、食環境をとりまくさまざまな力。
	人工栄養 P38	母乳以外で乳児を養い育てること。（牛乳・粉乳など）普通食物以外の注射・点滴などによって補う栄養分。
せ	生活習慣病 P36	日々の食生活や運動などの生活習慣が原因でおこる疾患の総称。がん、脳血管疾患、心疾患及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などがある。
ち	知育、徳育及び体育 P32	知育：知識を広め知能を高める教育 徳育：道徳意識を養うための教育 体育：身体活動（スポーツ・体操）により、健康の保持、増進と体力の向上を図るための教育
	地産地消 P27	地域で生産された物を、その地域で消費することを示す略語。新鮮で、事業者（生産・加工・流通・販売）の顔が見える食料等を届けるだけでなく、事業者との交流を通して農林水産業や商工業等に理解を深めることにつながる取組み。地産地消を進めると、生産地から食卓までの距離が短いため、輸送に伴う環境への負担が軽減し、フードマイレージの減少にもつながる。 ※フードマイレージとは、「食料の（＝food）輸送距離（＝mileage）」という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離とし、食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。

つ	つむぐ P26	「しあわせ つむぐ 心豊かな食生活」の中でのつむぐは、多くの市民がさまざまな形で関わりあいながらつくりあげていくことをイメージし、オール逗子で食育について、主体的につくりあげていくことを表す。
て	低栄養状態 P66	心身状態の変化や（偏った食事内容）によって食事量が減少し、栄養状態が低下した状態
と	特定健診 P37	医療保険者（国民健康保険・組合健保・全国健康保険協会管掌健康保険〈協会けんぽ〉など）が40～74歳の人を対象に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。
に	二次予防事業対象者 P66	65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。健康診査や生活機能を調べる問診票の結果により認定する。
ひ	BMI P66	身長に対する体重の比率を表す数値(Body Mass Indexの略)。 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$
ら	ライフステージ P10	人生をそれぞれの段階に表わしたもの（本計画では、乳幼児期・学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期に分けている



参考ホームページ例

逗子市 食育

www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kenkou/syokuiku/

かながわの食育—神奈川県ホームページ

www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6848/

食育ガイド—内閣府

www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/pdf/printing.pdf